

# 退職金に関連する税金と 退職金の管理の仕方

退職金は、退職後のセカンドライフを支えるための大切な資金となります。厚生労働省<sup>\*1</sup>によると、大企業の平均退職金額（男性）は、大学卒で2230万円、高校卒で2017万円でした。このように退職金は、一時金でまとまった額を受け取るようになりますので、しっかりと計画を立てて管理する必要があります。

今回は、退職金にかかる税金、使い道の考え方、運用の仕方、その他注意点をそれぞれご説明していきます。

## 退職金にかかる税金

退職金には、所得税、復興特別所得税（令和19年12月31日まで）、及び住民税がかかります。

ただし、退職金は、長年の勤務に対して支払われる金銭であり、セカンドライフを支える資金であるため、税金面で次の3つの優遇措置が設けられています。

一つ目が、この退職所得には、概算経費として勤続年数に応じた「退職所得控除」制度が設けられています。退職控除額は、勤続20年までは、勤続年数1年につき40万円、勤続21年目からは年70万円ずつ控除額が積み上げられるようになっています【図表1】。退職金の額が退職所得控除額より少ない場合には、無税となります。

二つ目が、この退職所得控除を超えた部分が課税対象になります。実際に課税対象となるのは、その2分の1相当額です【図表2】。

三つ目がこの超えた部分は、給与所得などの他の各種所得の金額とは合算せず、超過累進税率を乗じて、退職金に対する税額が算出されます（分離課税）。

なお、手続きとして、退職金が支払われる時までに、勤務先に対して「退職所得の受給に関する申告書」を提出するか否かによって源泉徴収税額や確定申告が必要かどうか違ってきます（後述）。



望月 FP 社会保険労務士事務所 所長  
望月 厚子

【もちづき・あつこ】社会保険労務士。ファイナンシャル・プランナー（CFP、1級FP技能士）。年金・資産運用・保障設計・住宅ローン・ライフプラン・セカンドライフ等の個人相談業務、社会保険・労働保険等の法人相談業務、新聞・雑誌等への執筆、各種セミナー講師に加え、厚生労働省社会保障審議会年金部会・専門委員会委員も務める。

【図表1】 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(80万円未満の場合は80万円)
20年超	70万円 × (勤続年数-20年) + 800万円

※1 勤続年数に1年未満の端数が生じた時は、切り上げて1年として計算  
 ※2 前年以前に退職金を受け取ったことがある場合、または同一一年中に2ヵ所以上から退職金を受け取る場合等は特別な控除額の計算がされる

【図表2】 課税対象になる退職金の金額の計算方法

$$\text{課税対象になる退職金の金額} = \{ (\text{収入金額 (源泉徴収前の金額)} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

それでは、具体的にAさんのケースで計算してみよう。

### 〈前提条件〉

Aさんの退職金は、2400万円（額面）、勤続年数は35年、「退職所得の受給に関する

\* 1 「令和3年 賃金事情等総合調査(調査実施期間：令和3年8月2日～9月13日)」



### 【図表3】 所得税額の速算表と住民税額の計算式

<所得税額の早見表>

退職所得金額(A)※	税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195万円以下	5%	0円	((A) × 5%) × 102.1%
195万円超～ 330万円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円超～ 695万円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円超～ 900万円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円超～ 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円超～ 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

※退職所得金額 (A) に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる

<住民税額の計算式>

$$\text{住民税額} = (A) \times 10\% \text{ (市区町村民税額 } 6\% + \text{ 都道府県民税額 } 4\%)$$

### 【図表4】 Aさんの退職金の税額と手取り額の計算例

#### 《前提条件》

Aさん、退職金2,400万円（額面）、勤続年数35年、「退職所得の受給に関する申告書」を勤務先に提出済み

#### ①退職所得控除額の計算

退職所得控除額 = 70万円 × (勤続年数35年 - 20年) + 800万円 = 1,850万円

#### ②退職所得金額の計算

退職所得金額（課税対象額） = (退職金2,400万円 - 退職所得控除1,850万円) × 1/2 = 275万円

#### ③所得税及び復興特別所得税の計算

所得税額に対して、2.1%の復興特別所得税がかかります。【図表3】の速算表に当てはめて計算します。

(275万円 × 10% - 97,500円) × 102.1% = 181,227円（1円未満切捨）

#### ④住民税の計算

住民税については、【図表3】の計算式に当てはめて計算します。

(275万円 × 10%) = 275,000円（1円未満切捨）

#### ⑤退職金手取り額

退職金2,400万円 - (③181,227円 + ④275,000円) = 23,543,773円

申告書」を勤務先に提出済みです。【図表3】及び【図表4】をご覧ください。

まず、①退職所得控除額を計算します。Aさんの場合、退職所得控除額は1,850万円です。次に、②課税対象となる退職所得金額の計算をします。退職所得金額（課税対象額）は275万円になります。

まず、続いて、③所得税及び復興特別所得税、④住民税の計算をします。所得税及び復興特別所得税は18万1,227円、住民税は27万5,000円になります。よって、手取り金額は23万5,437円73円になります。

なお、【図表5】の「税引き後の退職金概算手取り額早見表」を使えば、簡単に税引き後の退職金概算手取り額が把握できます。この表の見方は、縦軸の「勤続年数」、横軸の「退職金額」の交わった部分の数字

が退職金額から所得税及び復興特別所得税、住民税を差し引いた税引き後の退職金概算手取り額（万円単位）となります。

#### 退職金と社会保険料

通常、給与や賞与には、健康保険料や厚生年金保険料などの社会保険料がかかりますが、退職金には、これら社会保険料はかかりません。また、退職後の健康保険について、「国民健康保険」に加入される方もいらっしゃると思いますが、退職所得は、国民健康保険料（税）を計算する際の前年の所得から除外されます。

#### 確定申告はどうすればいいか

退職金の支払を受ける時までに、「退職所得の受給に関する申告書」を勤務先に提出している人は、所得税及び復興特別所得税の適切な額が源泉徴収されますので、確定申告を省略することができます。

「退職所得の受給に関する申告書」とは、勤務先を退職して退職金を受け取る人が、その退職金の内容や退職年月日、勤続年数、マイナンバー（個人番号）などについて記入する申告書のことです。「退職所得の受給に関する申告書」は、勤務先から手交されることもあり、国税庁のホームページからもダウンロードすることができます。

一方、「退職所得の受給に関する申告書」

【図表5】 税引き後の退職金手取額（概算）の早見表

※ 赤で示した箇所はAさんの例

勤続年数	税引き前の退職金額															単位：万円
	500	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	3,500	4,000	4,500	
10年	492	949	1,121	1,291	1,461	1,630	1,797	1,963	2,119	2,276	2,432	2,588	2,979	3,370	3,743	4,116
15年	500	969	1,149	1,321	1,491	1,661	1,830	1,997	2,163	2,319	2,476	2,632	3,023	3,414	3,794	4,166
20年	500	984	1,169	1,349	1,521	1,691	1,861	2,030	2,197	2,363	2,519	2,676	3,066	3,457	3,844	4,217
25年	500	1,000	1,196	1,381	1,564	1,744	1,914	2,083	2,253	2,422	2,588	2,752	3,143	3,534	3,924	4,306
30年	500	1,000	1,200	1,400	1,592	1,777	1,959	2,137	2,306	2,476	2,645	2,813	3,219	3,610	4,001	4,392
35年	500	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	1,988	2,173	2,354	2,529	2,699	2,868	3,288	3,687	4,077	4,468
40年	500	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,384	2,569	2,749	2,921	3,345	3,763	4,154	4,545
45年	500	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,596	2,781	2,964	3,399	3,822	4,230	4,621
50年	500	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	2,992	3,449	3,876	4,297	4,698

【図表6】 「退職金の使い道」 計画書の例

目的	期間	金額	資金の性質	金融商品（候補）	メモ
旅行資金	1～2年以内	30万円	安全性	普通預金、通常貯金、定期預金、定期貯金など	国内旅行を予定
住宅リフォーム	5年以内	100万円～300万円	安全性と収益性	定期預金、定期貯金、個人向け国債など	5年以内に外壁。複数の業者に見積もりを依頼し、金額や内容を検討
子供たちの結婚費用援助	5年以内？	100万円×2人分	安全性と収益性	定期預金、定期貯金、個人向け国債など	場合によっては援助しないこともある
介護費用	10～15年くらい？	300～500万円	収益性	投資信託、株式、外貨預金など	定期預金をベースに収益性の金融商品を組み合わせる。リスクに注意

勤務先に提出していない人は、退職金の額に一律20・42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されています。この場合の源泉徴収額は、退職所得控除額を反映していない仮の計算で徴収されているため、通常、過大な税額になりますので確定申告をすることで精算した方がよいでしょう。

退職金が日常生活費の出し入れに使っている預貯金口座に振り込まれた場合、そのまましておくとも日常生活費として使ってしまう可能性があります。退職金は、日常生活費の出し入れで利用している預貯金口座とは分けて管理するようにしましょう。

退職金の預入先の金融機関を選択する際、考慮したいのが「預金保険制度（ペイオフ）」です。預金保険制度とは、国内に本店のある銀行や信託銀行、信用金庫などの金融機関が破綻した場合、預金者に預金を払い戻すことをいいます。

預金者あたり元本1000万円までとその利息が保護されます。1000万円を超えた部分については、破綻した金融機関の財務状況状態などによって戻ってくる額が決まります。

金融機関は、何を基準に選択すればいいか

退職金は、どのように管理すればいいか

退職金の運用は、どうしたらいいか

たとえば、退職金2000万円を預け入れる場合、X銀行に1000万円、Y銀行に1000万円というように1000万円ずつ2つの金融機関に分散して預けておけば、どちらかの銀行が破綻した時も資産がペイオフの範囲内で保護されます。なお、外貨預金は、預金保険制度の対象外になります。

「退職金で株式を購入したい」「ドルなどの外貨建て金融商品で運用したい」といったご相談も多いです。退職金は、一時金で数百万円～数千円とまとまった金額になります。ゆとりのあるセカンドライフのためにも、運用して少しでも増やしたいと考えことは当然のことです。まずは、「退職金の使い道」の計画作りから始めましょう【図表6】。

住宅ローンを繰り上げて返済する、自宅をリフォームする、子供の結婚資金を援助する、先々の介護費用に充てるなどあると思います。特に決めていない場合でも、どのような目的でいつ頃使うかを考え、その計画に合わせて金融商品を選び、運用していきます。

次に、具体的な金融商品選びですが、金融商品には、「安全性」「流動性」「収益性」の3つの基準があります。

安全性：元本保証があるもので安全確実なもの

流動性：金銭の預入、引き出しが自由に行えるもの

退職金の運用は、どうしたらいいか

退職金の運用は、どうしたらいいか

退職金の運用は、どうしたらいいか

